

碧南ヨットクラブ

規 約

2024年 2月18日 改定

碧南ヨットクラブ規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本クラブは碧南ヨットクラブと称する。

(所属事務局の所在地)

第2条 本クラブは、碧南ヨット協会に所属し、事務局を会長宅におく。

(目 的)

第3条 本クラブは碧南新川港の外洋ヨット部門を総括し、クラブ員（会員及びクルー会員を謂う）の帆走、航海技術の向上、クラブ員相互の親睦を図り、併せて広く海を愛する社会に貢献することを目的とする。

(活 動)

第4条 第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 講習会、レース、クルージング、イベントなど。
- ② ヨットの泊地運営、管理。
- ③ 関係官庁、団体と協力して目的を達成する事業。
- ④ その他目的の達成に必要な事業。

(活動に伴う責任)

第5条 本クラブの活動に参加したクラブ員の人身、物損及び他に及ぼした損害は、自然災害又は人為的災害その他のいかなる理由であってもそれぞれのクラブ員の責任で処理し、本クラブは一切の責任を負わない。

第2章 会員及びクルー会員

(会 員)

第6条 本クラブの目的に賛同する外洋ヨットの所有者を会員とする。但しヨットが共同所有の場合は、船検証上の代表者を会員とする。

- ① クラブへの入会は理事会の承認を得て入会することができる。
- ② 入会の承認を得たものは指定する書類を提出し、入会金、保証金その他決められた費用を払い込んで、会員として入会できる。
但し、本クラブに共同オーナー又はクルー会員として3年以上在籍した者の場合は、入会金のみ半額とする。
- ③ 会員資格は個人とし、法人の入会は認めない。（但し消防艇は除く）

(会員の権利及び義務)

第7条

1. 会員は、総会において1人1票の議決権を有し、指定された泊地及び本クラブが有する施設を公平に使用する権利を有する。
2. 本クラブは手作りの自主管理ヨットクラブであり、会員は相互の親睦と、シーマンシップの向上を図り、本クラブが主催、協賛する諸行事には積極的に参加する義務を負う。

行事に所定回数以上の出席ができない場合は、出席出来ない1回につき過怠金を課すこともある。

但し、会員の休日が平日であるときは、証明書を添付のうえその旨を届け出て、理事会の承認を得たときは考慮する。

3. 会員はクルー会員の確保に努めなくてはならない。

(会員資格の引き継ぎ)

第8条

1. 会員の資格は、相続、贈与、譲渡、抵当権の設定などの行為を行うことはできない。但し次項に定める場合に限り、会員の資格を引き継ぐことができる。
2. 次の各号に該当する者に理事会の承認を得て会員資格を引き継ぐことができる。

①会員の配偶者、子、孫

②船舶の共同所有者

共同所有者として船検証に登録された期間が2年以上、かつ本クラブに共同オーナー又はクルー会員として登録された期間が3年以上の者

3. 会員資格の引き継ぎ申請は、会員本人が行うものとする。但し、事故等により会員本人が申請を行うことが困難な場合は、委任状その他の手続きにより、本条第2項の各号に定める者が申請を行うことができる。
4. 引き継ぎ申請があった場合は、速やかに理事会を開催し、申請を審議するものとする。
5. 申請が承認された場合は、申請者は遅滞なく当該艇の名義変更を行い、船検証の写しと名義変更届その他指定する書類を会長に提出し、保証金の納入をもって引き継ぎが完了する。
6. 会員の保証金は、引き継ぎ会員の保証金の入金確認後、すみやかに返却する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 除名されたとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 当該艇の所有者で無くなったとき。

(クルー会員)

第10条 会員の艇にクルーとして所属し、会の活動に参加したい人は、クルー会員とする。

- ① クルー会員は会員の申請により理事会の承認を得て入会することができる。
- ② 入会の承認を得たものは、決められた費用を払い込んで、クルー会員として入会できる。

(クルー会員の資格の喪失)

第11条 クルー会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 会員の艇にクルーとして所属しなくなったとき。
- ② 退会届を提出したとき。
- ③ 除名されたとき。

- ④ 死亡したとき。

(除 名)

第12条 本クラブは次の各項に該当する会員、クルー会員を除名することができる。この場合総会に於いて、弁明の機会を与えられる。

- ① クラブの行事に1年間参加しないとき（クルー会員を除く）
- ② 本クラブの会費、その他の費用の支払いを怠ったとき。
- ③ 本クラブの規約、細則、総会の決議に反したとき。
- ④ 本クラブの名誉を損なう行為をしたとき。
- ⑤ 本クラブの秩序、風紀を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
- ⑥ 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。
- ⑦ 反社会的勢力に関係する、又は準ずる者と判明したとき。
- ⑧ その他上記に準ずる行為をしたとき。

(戒告、権利停止)

第13条 本クラブは第12条の①より⑧の各項に該当する会員、クルー会員を戒告、権利停止する。この場合総会において、弁明の機会を与えられる。

(退 会)

第14条 退会しようとする時は、所定の退会届を提出し、泊地を返還し、クラブに届け出る。退会届を受け付けたら、理事会において審議し、退会承認後にクラブ会員名簿より削除する。

(名誉会員)

第15条 碧南ヨットクラブの発展に特に貢献のあった退会者を名誉会員とすることが出来る。

1. 名誉会員は理事の推薦により理事会で審議し理事会で議決する。
名誉会員が選出されたときは、直近の総会で会長より報告する。
2. 本会の名誉会員には、次の各号の事項が適用される。
 - ① 名誉会員の名称ももって会員登録する。
 - ② 会費を免除する。
 - ③ 会長などの選挙における選挙権、被選挙権は有しない。
 - ④ 総会などでの議決権は有しない。
 - ⑤ ①～④以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。
3. 名誉会員が次の各号のいずれかに該当した時には、その資格を失う。
 - ① 理事会が、その資格を取り消したとき。
 - ② 本人より申し出があったとき。

第3章 理 事

(役員)

第16条 理事の定数は次のとおりとする。

理事 15名以内

監事 2名

(役員を選出)

第17条 会長、副会長及び監事は、会員の中からオーナー会議において選挙する。

- ① 会長、副会長及び監事の選挙は、会長、副会長及び監事の定員を無記名投票によって行なう。(会長1名、副会長2名、監事2名は選出された次年度より理事となる。)
- ② その他の理事は会長が指名する。
- ③ 有効投票の多数を得たものを当選人とする。但し得票数が同じであるときは、くじで当選人を決める。

(理事の任期)

第18条 理事及び監事の任期は次のとおりとする。

- ① 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までの、いずれか短い期間
- ② 補欠又は増員のため選出された理事の任期は、前任者又は在任理事の残存期間と同一とする。
- ③ 任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選出された理事が就任するまで、理事の職務を行なう。
- ④ 会長、副会長の任期は、連続して2期4年までとする。

(理事の職務)

第19条 1 会長は本クラブを代表し、クラブの運営に当たる。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

(監事の職務)

第20条 1 監事はいつでも会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事はその職務を行なうために必要があるときは、業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

第21条 理事及び監事は、法令、規約の定め並びに総会の決議を遵守し、クラブの為忠実にその職務を遂行しなければならない。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第22条 本クラブに名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。

名誉会長、顧問及び相談役は学識、経験のある人を、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第4章 入会金、会費及び保証金

(入会金及び保証金)

第23条 碧南ヨットクラブ規約第6条の規程による入会金及び保証金は次の通りとする。

- | | | |
|-------|-----------|---------|
| ① 入会金 | 艇長40ft 以上 | 700,000 |
| | 艇長40ft 未満 | 500,000 |

(カタマランは倍額とする。)

但し、40ft未満の艇が40ft以上の艇に乗り換えたときはその差額を払う。

一旦支払った入会金は如何なる事由によるも、これを返還しない。

- | | |
|-------|---------|
| ② 保証金 | 250,000 |
|-------|---------|
- 1, 保証金は資格を失った会員の債務その他に充当し、その残額を返還する。
 - 2, 保証金には利子をつけない。
 - 3, 保証金は資格を失った会員の債務に充てる以外に流用しない。
但し、総会の承認を受けたときはこの限りではない。

(会費)

第24条 ① 本クラブを運営する会費の額は総会において決定する。
② 予期しない臨時の費用、会計年度に生じた赤字は、全会員が平等に負担する。
③ 前項の負担額が一人当たり年間1万円を超える場合、速やかに会員に通知する。
年会費は次の通りとする。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 会費 | 100,000 |
| ② クルー会費(1名につき) | 3,000 |

第5章 総会及び理事会

(総会)

第25条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は会計年度の終了3月以内に、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

- ① 総会の招集は、総会の10日前までに到着するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を会員に発してするものとする。
- ② 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使できる。この場合は共同オーナー若しくはクルー会員又は他の会員でなければ代理人となる事ができない。
- ③ 代理人が代理することができる会員の数は、4人以内とする。
- ④ 総会の議長は総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。
- ⑤ 総会の議事は会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- ⑥ 総会の議事録は、会長及び出席した理事が作成し、これに署名又は記名押印するものとする。

(理事会)

第26条 理事会は会長が必要と認めたとき招集する。

- ① 理事は必要があると認めたときは、いつでも、会長に対し理事会を招集することを請求することができる。
- ② 前項の請求をした理事は、請求した日から5日以内に、正当な理由がないのに会長が招集の手続をしないときは、自ら理事会を招集することができる。
- ③ 理事会の招集は、開催日の3日前迄に、日時及び場所を理事に通知するものとする。但し理事の3分の2以上の同意があるときは招集の手続を省略することができる。
- ④ 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使できる。この場合は、共同オーナー若しくはクルー会員、又は他の会員でなければ代理人となる事ができない。
- ⑤ 理事会は規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) その他クラブの運営に関する事項で、理事会が必要と認める事項
- ⑥ 理事会においては、会長がその議長となる。
- ⑦ 理事会の議事録については、前条第6号を準用する。

(委員会)

第27条 本クラブ運営のため必要な委員会をおく。

委員は会長が指名し、委員会の種類、組織、運営は会長が決定し、会長の指示により運営に当たる。

- ① 委員会は主管事項に関し企画・立案し、経過及び意見を書面をもって、会長及び理事会に具申し、その運用を推進する。
- ② 委員会は 主管事項に関して、2以上の委員会に関係ある事項は、共同してあたるものとする。
- ③ 委員会は主管事項に関して会長と協議の上で、関係官庁並びに関連団体と折衝、建議にあたるものとする。

第6章 決算

(会計)

第28条 本クラブの会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

- ①監事2名は、会計より決算報告書の提出を受けた時、速やかに会計監査を行いその結果を定期総会において報告する。

第7章 規約

(規約の改正)

第29条 本会の規約の改廃は、理事会が提案し、総会の議決による。

1998年11月28日 作成

1999年11月27日 改正

2017年2月25日 改定

2023年2月18日 改定

2024年2月18日 改定